

愛大国連 第 41号
平成31年4月9日

各学部長・研究科長 殿
留学生受入れ指導教員 各位

国際連携推進機構長 杉森 正敏

外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（依頼）

このことについて、文部科学省高等教育局学生・留学生課から通知がありました。
については、通知内容をご確認いただくとともに、今後、貴学部・研究科において外国人留学生（研究生等を含む）を受け入れる際は、下記の点についてもご留意くださるようお願いいたします。

記

1. これまでは、半年に1度全留学生の状況確認をお願いし、文部科学省と入国管理局に対しては定期報告のほか、退学者・除籍者が生じた翌月に報告を行ってきました。今後、退学者・除籍者・所在不明者について別紙退学者名簿（新様式）にて毎月、文部科学省への報告が求められるようになりましたので、これまでの退学者・除籍者に加え、1か月以上の長期欠席者についても（所在確認の連絡が取れているかを含めて）、その翌月5日頃までに、下記担当宛にご報告くださるようお願いいたします。

なお、退学者名簿には、新たに「在留期限」の項目が設けられています。在留期限については、留学生が期限更新後に逐次報告するよう国際連携推進機構において指導しておりますが、各学部・研究科においても留意くださるようお願いいたします。

2. 一部の他大学において、外国からの研究生が、留学ビザの資格外活動を隠れ蓑として適切に学習活動を行わず、所在不明となる事例が問題となっています。

については、特に外国から研究生・科目等履修生・聴講生を受け入れる場合には、当該留学生に対して受入れ前の段階において受入れ期間終了後の進路計画（学部・大学院進学、帰国等）を明示させることと、研究に必要な語学力、学力及び研究計画を有することを確認したうえで、受け入れていただくようお願いいたします。

また、受入期間中は、「留学」の在留資格を得るのに必要な1週間10時間以上の授業時間を確保願います。さらに、資格外活動の認定を受けている場合は1週間28時間を超えてアルバイトを行わないこと、風俗店等での勤務は処罰の対象となることを新入留学生オリエンテーションで注意を促しておりますが、重ねて指導くださるようお願いいたします。

※文科省通知リンク URL :

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm

【担当】

国際連携支援部国際連携課学生交流チーム

内 線 : 9 1 5 7

Email : kokuryu (アット) stu.ehime-u.ac.jp